

改めて確認された「博多湾岸邪馬壹国」

正木裕

一、古田武彦氏による『魏志倭人伝』の里程記事解釈

古田武彦氏による『「邪馬台国」はなかった』が刊行されて50年を迎える。古田氏は『「邪馬台国」はなかった』において「博多湾岸邪馬壹国説」を唱え、これを証する文献上・考古学上の根拠を挙げられ、その正しさは50年後の現在も損なわれていない。ただ、50年の間に、氏の説を裏付けるような考古学上の発見や、科学的な分析結果も、新たに出されている。ここではそうした近年の成果を紹介していきたい。

1、里程記事解釈の基本条件

「博多湾岸邪馬壹国説」の根幹となるのは『魏志倭人伝』（『三国志』魏書東夷伝、倭人条）の里程記事の解釈だ。古田氏は『「邪馬台国」はなかった』で、次のような『倭人伝』の行程・距離解釈上の基本条件を示し、俾弥呼の邪馬壹国が博多湾岸に存在することを立証した。（*以下は筆者による要約）

①【短里】『倭人伝』の里程は“短里”（1里は75～90m程度）で書かれていること。

（*のち古田氏は『古代史のゆがみを正す』古田武彦・谷本茂・新泉社1994年において、「1里約76～77m」とされた。以下本稿では計算の便宜上約75mと表記する。）

②【部分里程の和は総里程に等しい】帯方郡から邪馬壹国までの各国間の距離（里程）の和は総距離（里程）の「萬二千余里」となること。

③【島廻り半周読法】総里程には対海国の半周800里（一辺400里）と一大国の半周600里（一辺300里）が含まれ、対海国は対馬の南島（下縣）に限定されること。

④【道しるべ読法】「方位」は出発時点で魏使が“向かう方向”すなわち「始発方向」であること。

⑤【道行き読法】距離数の前に「歴・行・渡（度）」などの「動詞」がある場合は、魏使が“実際に行った”経路で、ない場合には、魏使が実際に行っていない“傍線経路”であること。

⑥【階段式読法】韓国を経る際の「乍南乍東」とは南行・東行を繰り返す“階段状の行程”を意味し、魏使は韓国内を陸行したこと。

⑦【到るとは国の中心】伊都国・奴国・不彌国への陸路の里数は「政庁・宮などのある国の中心」までの距離であり、「到る」とは“政庁・宮に至る”ことを意味すること。

⑧【最終行程ゼロの論理】最終行程の「不彌国」と「邪馬壹国」は“隣接”しており距離は「ゼロ」となること。

以上だ。

2、『倭人伝』の距離・里程とは

こうした「基本条件」の中でも重要なのは、「距離の長さ」即ち「1里の長さ」と「水行・

陸行の1日の距離」だ。

古田武彦氏は「魏・西晋朝短里」説を唱え、魏朝は秦・漢代の1里約435mの「長里」ではなく、周代に存在した約75mの「短里」を採用し、魏から禅譲を受けた西晋もこれを引き継ぎ、陳寿はこの「短里」を用いて邪馬壹国までの里程を記したとする。この約75mという「短里」が周代に存在したことは、西周の時代（BC11世紀～BC8世紀ごろ）の成立とされる天文・算術書「周髀算経」によって確認され、これが『東夷伝』にも適用されているのは韓条で、韓地は「方4000里」とあるところ、実測で約300km、1里75mとなることから確かめられている。

そもそも、魏使の出発地の帯方郡治（政庁）から朝鮮半島南端洛東河口の狗邪韓国までの里程は「七千里」と書かれている。帯方郡治は、『漢書地理志』ほかにより漢江の河口近くにあったと考えられ、若し「七千里」が長里なら約3000kmとなりバイカル湖のまだ北方に達する（*『漢書地理志』に「帯水、西して帯方に至り、海に入る」とあり、「帯水」はケソン付近で京畿湾に流出する漢江だから、帯方郡治（政庁）はその付近にあったと考えられる）。一方、短里なら約500kmで、実際の「行程距離（道のり）」と整合することから「七千里」が「短里」なのは自明のことなのだ（*直線距離は約400km）。

このように『魏志倭人伝』に記す里程は、『「邪馬台国」はなかった』ほかの古田氏の著書でほぼ全て明らかにされていると言えよう。

二、「燕の長城」が証明する「東夷伝」の短里

1、「韓伝・倭伝のみ短里」説と古田氏の批判

ただ、その反面、現在においても「東夷伝」の「短里」を否定する見解が見える。ここではそうした事例を取り上げ、博多湾岸邪馬壹国説の正しさを改めて示すこととする。まず、「短里を韓伝・倭伝に限定」する見解について、次のような論が見える。

◆「東夷伝では、玄菟と夫餘（王都は吉林市）千余里、遼東と高句麗（王都は集安市）千余里としており、その実数はさきの一里（*長里のこと）で計算した千里に近い」

これは古代史研究の最前線と銘打って発刊された『邪馬台国』（洋泉社2015年5月）の文章であり、次の『三国志』東夷伝扶余条・高句麗条を論拠とし、夫餘・高句麗の「首都までの距離」が短里と合わないとするものだ。

◆夫餘は、長城の北、玄菟を去る千里に在り（略）、高句麗は、遼東の東千里に在り。南は朝鮮濊貊と、東は沃沮と、北は夫餘と接す。

『「邪馬台国」はなかった』でも山尾幸久氏から同様の見解が示されているが、これに対し古田氏は、①扶余伝には首都の位置が記されていないこと、②高句麗伝では「南・北・東」の国と「接す」とあり、当然「西」も国境を想定していると考えられること等から、「千里」とは玄菟郡治・遼東郡治と扶余・高句麗の国境までの距離で「短里」で記されているとされた。

2、「燕の長城」が「実証」した「扶余・高句麗までの千里」は「短里」

ただ、古田氏の見解はあくまで論証によるもので、実際に国境までが千里だったことまでは示されなかった。しかし、この50年間に中国では古代遺跡の発掘や研究が進み、玄菟郡・遼東郡と扶余・高句麗の国境を形成する「燕の長城（長柵とも）」の位置が明らかになってきた。「燕の長城」は一般にいう「万里の長城」の東端に位置し、戦国時代に「燕」が築いた連続する砦（長柵）を、秦が利用して連続させたもので、漢代にも存在し、三国時代にも引き継がれたものだ。その位置は現存する遺構や発掘調査から、概ね明らかとなっており、中国社会科学院の「秦漢時代歴史地図」にも記される場所となっている。

そして、扶余への距離の起点とされる魏の時代の「玄菟郡治」は、現在の瀋陽市付近で、夫餘との国境の長城までの方位と実距離数は、地図により「北に80～100 km弱」であることが分かる。

また、高句麗への距離の起点である「遼東郡治」は現遼陽市付近で、高句麗との国境の長城までは「東に80～100 km弱」と計測できる。これは、「長里の千里（約435 km）」でなく「短里の千里（約75 km）」に近い。

つまり、「最前線」の著者の意図に反して、「玄菟を去る千里」「遼東の東千里」との記述は、「燕の長城」の存在によって、韓・倭人伝のみならず、扶余・高句麗伝を含む『東夷伝』全体が、短里で書かれたことを証明するものとなる。

3、高句麗との距離は「軍行」による現地踏査で確認されていた

魏の毌丘儉は、245年に玄菟から高句麗を攻め、高句麗の首府丸都城を毀城し、肅慎との堺の日本海岸まで追いつめている。従ってこの里数は「軍事行動の際の現地踏査の報告」を踏まえた、極めて正確なものといえるのだ。

◆『魏志』（毌丘儉）正始中、儉、高句麗の數（あま）た侵叛するを以て、諸軍歩騎萬人を督（ひき）いて玄菟を出、・・・これを討つ。・・・丸都に登り、句麗の都を屠り、斬りし首、獲し虜千數。正始6年（245）・・・沃沮の千有餘里を過ぎ、肅慎氏の南界に至り、石を刻み功を紀し、丸都の山に不耐之城と銘を刊（きざ）む。

◆『魏志』（東夷伝序文の末尾）高句麗背叛（そむ）き、又偏師を遣し致討す。極遠に窮追し、烏丸・骨都を踰（こ）え、沃沮を過ぎ、肅慎の庭を踐（ふ）み、東、大海に臨む。長老説くに、異面の人有り、日の出る処に近いといふ。

4、烏丸・鮮卑伝も短里

さらに、『三国志』烏丸・鮮卑伝に、「東胡は死者の神靈を赤山に帰して護らしむ。赤山は、遼東の西北数千余里に在り。」と書かれている。「東胡」は内モンゴル東部～満州西部の部族、「赤山」は現在の赤峰市にあたる。遼東郡治だった遼陽市から赤峰市までの実距離は約370 kmで、短里で5000里であり、東夷伝だけでなく烏丸・鮮卑伝も短里で書かれていることになる。

三、魏はいつ短里を採用したのか

1、文帝即位時には見送られた

秦・漢代は「長里（1里約435m程度）」だったから、魏はいずれかの時点で「短里」に変更したことになる。それはいつのことなのか。

魏の曹丕（文帝）は、延康元年（220）に漢の献帝から、形式上だが「禅譲」を受けた。その際延康から黄初元年（220）に改元するとともに、正朔（暦）・服色・称号・音階・度量衡を変えるべきか否かの議論があった。

◆『三国志』（魏志文帝紀）（延康元年11月条の裴松之の注）

『献帝伝』にいう（略）今、朕は帝王の緒（業）を承（つ）ぐ。其を以て延康元年を黄初元年とし、正朔を改め、服色を易（か）え、徽號（称号）を殊（こと・異）にし、（音）律・度量を同じく（統一）し、土（徳）の行を承（つ）ぐことを議（はか）れ。

ただ、議論の結果、即位当時には禅譲を理由に変更しなかったことが明帝紀に記されている。

◆（同明帝紀）（景初元年3月条、同注）魏書に曰く。初め、文皇帝即位、禪を漢に受るを以て、因りて漢に循（したが）ひて正朔を改むることなし。

一方、時の皇太子（後の明帝）は、次のように暦法の改正を主張している。

◆（同）帝（明帝）東宮に在りて論を著す。五帝三王は同氣共祖を為すと雖ども、禮は相襲はず、正朔を自ら宜しく改變し、以て受命の運（みよ）を明らかとす。（中略）今、三統の次（しだい）を推（はか）るに、魏は地統を得。當に建丑之月（12月）を以て正月とすべし。（*三統の次=天・地・人。周は人統、漢は天統）

2、明帝は景初元年に短里を採用した

この時には東宮（後の明帝）の意見は入れられず、暦法は改正されなかったが、即位後に明帝はこの改正を実行する。

◆景初元年（237）春正月壬辰、山荘縣に黃龍見ゆと言ふ。是に有司、「魏は地統を得る。以て宜く建丑の月を正とすべし」と奏す。三月、暦を定め年を改め孟夏四月とす。太和暦を改め景初暦と曰ふ。（『三国志』魏志明帝紀）

ここには「度量」即ち長里から短里への変更は記されていない。しかし、文帝即位時の議題や明帝の見解から、景初元年を期して短里への変更があった可能性が高い。つまり魏では始めに長里の時期があり、次に短里の時期があったことになる。

この点について、西村秀己氏は「短里と景初—誰がいつ短里制度を布いたのか？」（古田史学会報127号2015年4月）で、陳寿が魏の時代の記事を記すには、長里の時代の記事を「短里に換算」する必要が生じ、その場合、漢代の長里は約435m、魏晋朝短里では約75mだから約5~6倍すればよいことになる。但し、正確な数字にはならないため、概算的表現として「数〇里」（一里を数里、十里を数十里、百里を数百里、千里を数千里とする）とい

う里数表現が増えるのではないか、という仮説をたてた。そして、『三国志』で検証したところ、「里」記事中「数〇里」とあるものの比率は、蜀志=33.3%、呉志=40.0%、魏志では、①漢代=21.3%、②黄初～青龍=37.5%、③景初以降=5.3%と、青龍～景初間で顕著な差が見られた。これは「景初元年短里変更」説を裏付ける発見といえよう。また、この論理を貫けば「数百里・数千里」と「数」がつくのは、陳寿が「短里に換算した距離」の可能性が高くなる。『三国志』に陳寿の短里への書き換えが多数存在することは、その全体が「基本的に短里」で記されていることを示しているのではないか。

四、張家山漢簡が証明する「陸行1日300里」

1、発見された「里程のノルマ」を定めた竹簡

古田氏は『「邪馬台国」はなかった』で、陸行1日の里程を「300里」とされた。これは『魏志倭人伝』の里程記事や、『三国志』に見える「三百里」の用例（魏志袁劉傳「歩騎數千來迎・・晝夜三百里來、何云避」、蜀志龐統法正傳「張勃吳錄曰・驚牛一日行三百里」等。いずれも裴松之の注）によるものだが、以下のとおり、考古学的にも、紀元前の木簡の発掘により、「1日300里」とは「漢代の律令」の規定を短里に換算されたものであることが明らかになった。

1983年12月、中国の湖北省江陵県張家山（現在の湖北省荊州市荊州区郢城鎮太暉村）の247号漢墓から大量の漆器等と共に1236枚の竹簡が出土した。これは「張家山漢簡・張家山漢墓竹簡」といわれ、漢代の政治、法律制度を知る上での重要な史料となっている。

その竹簡中に後漢時代に頒布された律令が記載されており、「頒布年」の呂后2年（BC186）にちなみ「二年律令」と呼ばれている。（*以下の律令の条文は「張家山漢簡《二年律令》（含部分注釈）」作者：新法家を読み下し和訳したもの）

そして、その中の「行書律・徭律」（逡送・傳送等に関する律）に、物を運搬する場合の「距離に応じた所要時間」が、次のように「日数と里数」で記されていた。

◆「行書律」（逡送に関する律）（簡273）「郵人の書を行すは、一日一夜二百里とす。程に中（あた）らざること半日なれば、笞五十、半日を過ぎ一日盈（みつ）るに至るまでは、笞百。一日を過ぎれば罰金二兩」

◆「徭律」（*徭役に関する律）（簡411）伝送を發するに、縣官（*地方の長官）車牛足らざれば、大夫以下の訾（し）（*財貨）有る者をして、貲を以て車牛を共出せしむ（*運搬には牛車を用い、不足すれば財貨をださせ牛車を供出させよ）

◆（簡412）重車・重負を伝送すれば日行五十里、空車では七十里。徒行では八十里。（*重荷を運ぶ場合は1日50里、空車は70里、徒歩80里を当行（ノルマ）とする）

この規定は、重い荷を運ぶには牛車を用い、速度は1日50里にせよというものだ。これは短里換算で1日300里となる。

また、これは湖北省・荊州で1983年に発見された『九章算術』（BC1～2頃成立。）や中国居延地方内モンゴル自治区・甘肅省で1972～1974年に発見された「居延新簡」にも同じ内

容が記されており、漢代の標準になっていたことが分かる。

- ◆『九章算術』（卷六均輸）「車載。二五斛、重車日行五十里、空車日行七十里」
 - * 『『九章算術』訳注稿（17）』大川俊隆他（大阪産業大学ディポジトリ）による。
- ◆『居延新簡』「一日一夜嘗行百六十里」（*日行徒行八十里の2倍）
 - * 『『始建國天鳳三年當食者案』冊書の考察』鶴飼昌男（東洋史研究 1997）による。

2、「駑牛」記事は長里を6倍にして短里に換算したことを示す

先述のとおり、『三国志』（蜀志）の裴松之（372～451）の注に引用された、魏～西晋朝の張勃の著『呉録』には「駑牛は一日三百里を行く」と記されている。「駑牛」とは荷車を曳く牛のことだから、漢代の律令にある「牛車で荷を運ぶ場合」にあたり、律令の「1日50里」が300里とあるから、長里を6倍して短里に換算したことがわかる。

3、1日300里なら「陸行1月」と計算できる

『魏志倭人伝』には、帯方郡から邪馬壹国まで「陸行1月」と書かれている。帯方郡から狗邪韓国までの「七千里」のうち、水行は漢江の河口から京畿湾南岸までは約1000里で、韓国内陸行は6000里程度。1日300里なら20日となる。そして、『史記』（汲鄭列傳）によれば、漢代の休みは「每五日洗沐（5日に1日の休み）」とあるから、実動日数は24～25日となる。これに末盧国～伊都国～不弥国間の移動日数と各国での滞在日数を加えれば「陸行1月」という数字と合致する。ただ、陳寿が距離を記述する際には、「1日300里」で日数から計算したのだと考えられる。魏使は測量しながら行進したのではなく、かつ『隋書』倭国伝に「夷人は里数を知らず、但だ日を以て計るのみ」とあるからだ。

4、水行1日は500里換算

当時の手漕ぎ船の標準的な航海速度は古代船の構造分析等から標準的には「約3～4ノット（約5～7km/時）程度」だったとされ、これは「大王の棺」実験航海（2005年7月24日～8月26日）や2019年7月の台湾から与那国島へ向かう、手漕ぎ丸木舟を使つての航海実験からも裏付けられる。（*「大王の棺」実験航海の詳細はネットで公開されている）

ソウル・漢江河口付近から京畿湾の南端までだと約80kmで、「短里」だと約千余里、1日6時間の航海で約40km、500里進み、2日間の航海となる。朝鮮海峡では海流の影響で大きく左右されるが、いずれも千里となっているのは、千里は「行程距離」であり、航海1日を500里と換算した結果だと考えられる。

なお、「大王の棺」実験航海は、熊本県宇土市から大阪湾まで古代の木造の準構造船（海王）を復元し、馬門石の石棺を宇土市から大阪南港に運んだもので、海王単独（石棺曳航無し）での航海速度は4ノット程度だった。また台湾から与那国島への航海実験では、225kmを約45時間で航海しており、時速は2.8ノットだった。

五、遺跡・遺物の新たな発見

邪馬壹国博多湾岸説を裏付ける遺物として、鉄や絹の出土が大和ほか他地域を圧していることは良く知られているが、さらに近年、次のように様々な遺物や遺跡の発掘が相次いでいる。

1、文字外交を裏付ける硯の発見

『魏志倭人伝』には「文書・賜遣の物を伝送して女王にいたらしむ」との記述があり、邪馬壹国において文書外交が行われていたことは明らかだ。

福岡県では柳田康雄国学院大客員教授らによる、2016年の三雲・井原での硯の発見に始まり、多数の硯の発見が相次ぎ、筑前町薬師ノ上遺蹟出土の弥生の硯には、使用された事を示す墨の痕跡が残っていた。また、博多区比恵遺蹟出土の硯は、遺跡の年代から3世紀俣弥呼の時代のものであることも分かっている。

さらに筑前町中原遺蹟出土硯はその色から国産の可能性があるとされ、また、中原遺蹟・薬師ノ上遺蹟は弥生後期初頭～前半（1世紀ごろ）とされているので、金印を下賜された時点で、既に北部九州には文字文化も伝わっていたことになる。

2、五尺刀も出土していた

『魏志倭人伝』の魏からの下賜品に「五尺刀二口」とあり、漢代の1尺は23～24 cmだから、120 cm程度の刀となる。

そして、糸島市前原東の上町向原遺蹟からは弥生最長の1,189 mmの素環頭大刀が出土しており、1世紀後半から2世紀前半に中国産の鉄鉱石で作られたものと考えられている。『魏志倭人伝』に女王俣弥呼とそれに統属する伊都国王の2人の王の存在が記されており、2口とは2人の王に贈られたことを意味するのではないか。

3、「鉛同位体分析」が示す「三角縁神獸鏡は国産」

邪馬台国畿内説では、畿内中心に出土する「三角縁神獸鏡」を魏から下賜された鏡とするが、①中国で出土せず、②100枚しか下賜されなかったはずなのに500枚以上出土していること、③「景初四年」という存在しない年号が記されていることなどから、古田氏は三角縁神獸鏡は仿製鏡（国産）で、下賜されたのは北部九州中心に出土する漢鏡だとされた。

近年冶金学者の新井宏氏らによる、銅鏡に含まれる鉛の金属学による分析が進み、魏の年号入りの三角縁神獸鏡は国産であることが分かってきた。

鉛には質量数が204, 206, 207, 208の4種類の同位体がある。その比率が産地によって異なり、青銅器中の鉛の同位体比を対比させることで鉛の産地を知ることが出来る。そうした分析の結果、三角縁神獸鏡を始め魏の年号を持つ鏡の殆どに韓国（全州鉦山）や岐阜県神岡鉦山の鉛が添加されており、これらが仿製鏡（国産）であることが明らかになった。（*『理系の視点からみた「考古学」の論争点』新井宏（大和書房2007年）による。）

4、博多比恵・那珂遺跡群は俣弥呼・壹與の宮室の地

2018年12月に大阪歴博で開催された「古墳時代における都市化の実証的比較研究」総括シンポジウムにおいて、福岡市埋蔵文化財課の久住猛雄氏らにより、弥生時代終末期から古墳時代初頭の3世紀にかけて、全国でもっとも都市化が進んだ地域は福岡の比恵・那珂地域であり、「最盛期には100ha前後以上（*比恵遺跡は65ha、那珂遺跡は83haとされ、これは吉野ヶ里遺跡の4倍にあたる）の集落範囲があり、遺跡密度も高い、他の地域を圧倒する巨大集落」（久住）だったとされている。（*以下の久住氏らの見解はシンポジウムの資料集による。）

集落の中には、推定延長2kmの長大な道路が伸び、その沿道に街区が形成され、超大型建物や王の居館ともいえる建物、運河や港の遺構も発見されていることが報告された。また先述の3世紀の硯や板状鉄製品も出土している。

そして、「こうした都市化が明確に分かるのは比恵・那珂遺跡群においてほかにはなく、『初期ヤマト政権の宮都』とされる纏向遺跡においては、そのような状況は依然ほとんど不明である。」（久住）とまで付言されている。つまり、比恵・那珂遺跡は俣弥呼・壹與の時代と一致し、彼女らの宮城の地であった可能性が高いと考えられる。

また、その南にあり、時期的には前代（2世紀後半～3世紀初頭）にあたる須玖岡本遺跡からは、銅剣2、銅矛4、銅戈1、銅鏡（前漢鏡）32面以上が出土し、武器が多いことから「男王の墓」と推定されており、そうであれば俣弥呼の前代の男王の墓である可能性も高くなる。

また、那珂遺跡群の中に存在し、3世紀に造られたとされる那珂八幡古墳（前方後円墳）が、2019年の調査の結果、纏向型とは異なる九州独自の形状で、その後には造られた戸原王塚古墳（福岡県粕屋町）や赤塚古墳（大分県宇佐市）に繋がっていることも分かり、前方後円墳の形状や分布をもとに倭国の権力の中枢が畿内にあったとする一元説への反証となった。

比恵・那珂遺跡は、3世紀に活況を呈したのち、5世紀には一度衰退し、6世紀後半に再活性化するという変遷をたどる。これは4世紀後半に九州王朝の天子の系譜と考えられる高良玉垂命が博多湾岸から筑後三潴に遷り、390年に没し、その子孫が代々筑紫を守護したという高良大社の縁起・伝承や、6世紀中葉に全国に屯倉が設けられ、そこから那の津に穀類を送ったという『書紀』記事と一致する。これは、金印を下賜された1世紀から3世紀俣弥呼、5世紀の倭の5王を経て、6世紀まで北部九州は倭国の中心だったことを示している。

このように、近年の考古学や諸科学の発展により、50年前に古田氏が唱えられた「博多湾岸邪馬壹国説」の正しさが、改めて証明されることとなった。